

東京都立産業技術大学院大学修了生コミュニティに関する要綱

30 産技大管管理第 1530 号
平成 31 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都立産業技術大学院大学（以下「本学」という。）の修了生に対し、修了後の継続かつ自主的な学修と研究の機会を提供するとともに、その活動を支援するため、本学の修了生が主宰する研究会を AIIT 修了生コミュニティ（以下「コミュニティ」という。）とし、その設置や活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(コミュニティ設置要件)

第2条 コミュニティを設置しようとする者は、本学所定の申請手続きを行い、オープンインスティテュート長（以下「OPI 長」という。）に提出しなければならない。

2 設置申請を行うことができる者（以下「発起人」という。）は、本学の修了生でなければならない。

3 コミュニティの構成員は、本学修了生及び本学学生を含めることができる。

4 コミュニティの設置は、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 活動の趣旨が明確であり、本制度の意義に沿っていること。

(2) 本学の専任教員から、適切な指導ができるアドバイザを 1 名以上含むこと。

(コミュニティ構成員の責務等)

第3条 コミュニティ構成員はコミュニティの活動に関して、第1条に定める趣旨を推進するものとする。

2 コミュニティ構成員のうち本学修了生及び本学学生は「守秘義務及びその他に関する誓約書（別記第3号様式）」（以下「誓約書」という。）を OPI 長に提出しなければならない。

3 発起人は、本学が定める期間内に、当該年度におけるコミュニティの活動実績について、「東京都立産業技術大学院大学 AIIT 修了生コミュニティ活動実績報告書（別記第2号様式）」を OPI 長宛に提出しなければならない。

4 施設の利用においては、東京都公立大学法人土地・建物貸付事務取扱規程（平成 17 年度法人規程第 27 号）（以下「規程」という。）を遵守しなければならない。

5 その他、コミュニティの運用ルールは別に定める。

(アドバイザの責務等)

第4条 アドバイザは、コミュニティの活動に関して、第1条に定める趣旨を推進するために、次の各号に掲げるものを業務とする。

(1) コミュニティの活動に係る必要な指導

(2) 活動に必要な諸手続きの実施

(3) 規程等を遵守した活動が行われているか監督すること

(申請手続き)

第5条 発起人は、OPI長宛に「東京都立産業技術大学院大学 修了生コミュニティ設置申請書（別記第1号様式）」（以下「設置申請書」という。）及び「誓約書」を提出し、承認を受けなければならない。

(承認)

第6条 発起人から「設置申請書」及び「誓約書」の提出があったとき、OPI長は、OPI企画経営委員会の議を経て承認することができる。

2 承認期間は、承認日から同年度3月31日までの範囲内とする。

(継続)

第7条 コミュニティを継続する場合、発起人は、本学が定める期間内に、「東京都立産業技術大学院大学AIIT修了生コミュニティ継続申請書（別記第1号様式）」及び「誓約書」をOPI長に提出し、承認を受けなければならない。

2 承認期間は、承認日から同年度3月31日までの範囲内とする。

(変更)

第8条 コミュニティの活動に変更が生じる場合、発起人は、変更内容に応じ「東京都立産業技術大学院大学AIIT修了生コミュニティ変更申請書（別記第1号様式）」及び「誓約書」をOPI長に提出し、承認を受けなければならない。

(廃止)

第9条 コミュニティを承認期間内に廃止する場合、発起人は、「東京都立産業技術大学院大学AIIT修了生コミュニティ廃止申請書（別記第1号様式）」をOPI長に提出しなければならない。

(承認取消)

第10条 コミュニティの活動が次の各号のいずれかに該当した場合、OPI長は、OPI企画経営委員会の議を経てその承認を取り消すことができる。

- (1) 不法行為を行った場合
- (2) 営利活動を行った場合
- (3) 宗教的活動を行った場合
- (4) 政治的活動を行った場合
- (5) 反社会的な活動を行った場合
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 所定の継続手続き・変更手続きを行わなかった場合
- (8) その他、OPI長が不適格と判断した場合

(要綱の改廃)

第11条 この要綱を改廃するときは、OPI企画経営委員会の議を経なければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めのない事項については、OPI 長が OPI 企画経営委員会の同意を得て、これを定めることができる。

附 則 (平成 31 年 3 月 25 日 30 産技大管管第 1530 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 26 日 2 産技大管管第 1094 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 2 月 16 日 4 産技大管管第 875 号)

この要綱は、令和 5 年 2 月 16 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 2 月 9 日 5 産技大管管第 1061 号)

この要綱は、令和 6 年 2 月 9 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 1 月 24 日 6 産技大管管第 1065 号)

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

別記第1号様式

東京都立産業技術大学院大学AIIT修了生コミュニティ
(設置・継続・変更・廃止)申請書

東京都立産業技術大学院大学
オープンインスティテュート長 殿

年 月 日

発起人 氏名 _____

修了年月 _____

コースもしくは専攻 _____

代表アドバイザ名 _____

標記の件について、本紙のとおり申請いたします。

なお、設置、継続及び変更において、活動の実態及びその状況について、オープンインスティテュート長が適当ではないと判断し、研究テーマの変更又は研究会の解散等を求めた場合は、異議なく、直ちにその指示に従います。

記

件名(研究の テーマ等)			
活動の趣旨			
アドバイザの 役職・氏名			
活動期間	年 月 日	～	年 月 日
構成員(修:修了生、在:在学生)			
区分 (○を付すこと)	〔修〕修了年月を記入 〔在〕学修番号を記入	コース もしくは専攻	氏名
修・在			

※作成にあたり、記入欄の寸法は適宜変更可能です。複数ページにわたっても結構です。

※「活動期間」は、承認日から同年度3月31日までの範囲内とします。次年度も引き続き活動する場合は、必ず継続手続きを行ってください。

別記第2号様式

(_____) 年度 東京都立産業技術大学院大学AIIT修了生コミュニティ
活動実績報告書

東京都立産業技術大学院大学
オープンインスティテュート長 殿

年 月 日

発起人氏名 _____

修了年月 _____

コースもしくは専攻 _____

代表アドバイザ名 _____

標記の件について、本紙のとおり報告いたします。

件名（研究のテーマ等）
活動期間（当該年度）
年 月 日 ～ 年 月 日
活動実績の報告

※ 本様式の各項目について、本書欄の制限を超える場合は、全体でA4用紙3枚以内を目安にして提出すること。

別記第3号様式

守秘義務及びその他に関する誓約書

東京都立産業技術大学院大学
オープンインスティテュート長 殿

年 月 日

氏名 _____

コースもしくは専攻 _____

修了年次 (修了生のみ)
学修番号 (在学生のみ) _____

メールアドレス _____

私、(署名)は、東京都立産業技術大学院大学AIIT修了生コミュニティ制度に基づき、アドバイザ(指導教員)である先生のもと、以下のテーマに係る研究活動(以下「本活動」という。)に参加するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

研究のテーマ	
--------	--

記

1. 本活動にあたってはアドバイザの指示に従うとともに、本活動の実施にあたり知得した貴学内外の、秘密であると特定された情報及び本活動の成果については、その秘密を守り、アドバイザの許可なしに、他に開示、漏洩及び発表致しません。ただし、正当手段で別途得られた情報については、除外します。

なお、個人情報には細心の注意を払い、個人情報の保護に関する法律の規定の範囲を超えた利用をいたしません。

2. 本活動に従事する上で、私が関与した発明その他の知的財産に関する取り扱いについては、東京都公立大学法人知的財産取扱規則(平成17年度法人規則第47号)の「学生等」に準用されることを承諾し、これを遵守します。

なお、本活動を通じて創作した著作物については、協議の上、著作者人格権の不行使に同意した場合、当該著作物について著作者人格権を行使いたしません。

3. 本活動に当たっては、自己の責任において安全管理に努めます。また、故意または過失により貴学または第三者に損害を与えた際は、その賠償責任を負うことに同意します。

※ (署名)とある欄は、氏名を自署(自筆)すること。

※ メールアドレスは、原則としてAIITアドレスを記載すること。また、通常使用する他のアドレスがあればあわせて記載すること。

※ この誓約書は、原本を郵送または窓口で提出すること。